

## ラオス人との結婚手続きに必要な書類 (原本1部・コピー1部)

- ラオス人が用意する書類
  1. 結婚申請書
  2. 履歴書 (ラオス外務省発行の書類に記入)
  3. 独身証明書 (離婚した場合は離婚証明書)
  4. 住民票
  5. 親族の結婚同意書
  6. 健康診断書 (有効期間は6ヶ月)
  7. 無犯罪証明書
  8. パスポート
  9. 写真 (3x4) 3枚
- 日本人(外国人)が用意する書類
  1. 結婚申請書
  2. 戸籍謄本
  3. 独身証明書 (婚姻要件具備証明書)
  4. 無犯罪証明書 (大使館から警察へ発給依頼書を作成いたします。作成代金¥5000)
  5. 在職証明書
  6. 健康診断書 (有効期間は6ヶ月)
  7. パスポート
  8. 写真 (3x4) 3枚

\*上記の日本人用書類 (1. 2. 3. 5. 6.) には、英語またはラオス語の翻訳を付けてご提出下さい。各翻訳には、翻訳者の氏名・住所・TELをご記載ください。

\*無犯罪証明書 (4) は原本のみ、開封せずにご提出下さい。コピーは不要です。  
大使館からの発給依頼には、住民票か運転免許のコピー1部と婚約者 (ラオス人) のパスポートのコピー1部が必要です。

両者に関する書類がすべてラオス外務省に提出され、許可された後、結婚証明書が発行されます。日本に居住する場合は、在本邦ラオス大使館が結婚証明書を認証致します。(認証印代金 ¥15,000) 認証印受領後、速やかに各都道府県へ提出して下さい。

在本邦ラオス人民民主共和国大使館 領事部

Tel: 03-5411-2291/2

Fax: 03-5411-2293

E-mail: laoembassytokyo@gmail.com